

# 米国型 EITC の日本への導入効果

## The US-type EITC in Japan: A Preliminary Approach

2010 年 3 月

一橋大学世代間問題研究機構教授 高山 憲之

三菱総合研究所主席研究員 白石 浩介

保健医療経営大学教授 川島 秀樹

### 要 約

わが国の個人所得税に、給付つき税額控除を導入するという議論が高まりつつある。給付つき税額控除とは、収入や扶養家族の人数に応じて税額控除を適用し、さらに課税最低限以下の者には給付金を支給する仕組みである。中低所得者における租税・社会保険料負担の軽減、子育て支援を狙いとする。

本研究では、給付つき税額控除の実証研究を行うマイクロシミュレーション（JPITC モデル）を構築し、政策シナリオとしてアメリカの 2007 年における EITC（勤労税額控除）を日本に適用した場合の税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、アメリカ型の EITC の導入によりわが国の世帯の 1/4 程度が適用対象となり、所要の財源規模は約 1 兆円と予想される。EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC の適用を受ける個人像は、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する者であり、彼らの所得税および社会保険料（医療、年金、介護）の負担はほぼ解消される。

# 目 次

1. はじめに
2. JPITC モデルの概要
  2. 1 データセット
  2. 2 JPITC モデルの推計手法
3. シミュレーション結果
  3. 1 EITC が適用される世帯と個人
  3. 2 EITC の財政規模
  3. 3 年齢階級別の EITC
  3. 4 所得階級別の EITC
  3. 5 子供の人数別の EITC
  3. 6 世帯類型別の EITC
4. まとめ

## 1. はじめに

個人所得税における給付つき税額控除の仕組みは、海外では1970年代に出現していたが、1990年代にアメリカ、イギリスなどにおいて拡充が進められたことにより、低所得者向けの貧困対策としての地位を高めている。近年に至り、この制度を日本に導入しようという見解が増えており、自民党政権下では、給付つき税額控除を子育て支援策として活用しようとする提案がなされた。給付つき税額控除に対する関心の高まりは、2009年秋の政権交代以降にも持続しており、例えば、新しい政府税制調査会による「平成22年度税制改正大綱」においては、わが国における所得再分配機能の回復を狙いとする給付つき税額控除の導入を指摘している。給付つき税額控除は、税の仕組みを通して税額控除や給付金を支給するものであり、その恩恵は低所得者を中心に及ぶので、民主党政権が主張する「控除から手当へ」という動きに合致しているからである。

アメリカの個人所得税に適用される勤労税額控除（EITC, Earned Income Tax Credit）は、わが国における今後の所得税改革の選択肢のひとつと目されており、本研究においては、アメリカにおけるEITCをわが国に適用した場合の試算を行う<sup>1</sup>。具体的には、アメリカのEITCをわが国に導入した際の所得税負担の変化を検討することにより、給付つき税額控除の具体像の把握を目指すことにする。

また、本研究では個人所得税に関する推計技法として、近年、注目を集めているマイクロシミュレーションを用いた<sup>2</sup>。マイクロシミュレーションを用いた所得税に関する研究としては、比較的最近のものに限定しても、田近・八塩（2006a）、田近・八塩（2006b）、阿部（2008）などがあり、本研究はこれらの系譜に連なるものであるが、先行研究において主として検討されている定額方式の税額控除ではなく、アメリカのEITCにならい所得比例するタイプの税額控除を推計している。生活保護、児童手当など、わが国における既存の給付システムは、いずれも必要とされる生計費の算定に基づいた定額方式となっており、この点からもアメリカのEITCが従来の日本の制度からみて性格を異にする制度であることが見て取れる。

以下、本稿では次のように議論を進めていく。第2節では、本研究の定量分析に使用したJPITC(Japan Income Tax Credit)モデルの概要を説明する。第3節では、アメリカのEITCをわが国に導入した場合の所得税負担の変化に関するシミュレーション結果を示す。第4節は本研究のまとめである。

なお、本稿は高山・白石・川島（2009）を改稿したものであり、データセットを2004年版から2007年版に変更した。

## 2. JPITCモデルの概要

---

<sup>1</sup> EITCに関する解説資料は多数にのぼるが、計数面ではScott(2007)が分かりやすい。

<sup>2</sup> 諸外国における最近時のマイクロシミュレーション研究の動向については、Harding and Gupta ed.(2007), Zaidi, Harding and Williamson ed.(2009)に詳しい。

JPITC モデルは、本研究の一環としてわが国における所得税の分析用に開発した静的マイクロシミュレーション・モデル(Static Tax Transfer Model)である。JPITC モデルでは、日本人口 1/5,000 のサンプルデータを用いて、これに 2007 年度の所得税制を適用することによりベースライン推計を施し、さらに EITC の導入を加味することにより、政策効果を検証するものである。

## 2. 1 データセット

本研究において使用したデータは、厚生労働省『平成 19 年国民生活基礎調査』である。平成 19 年には大調査が実施されており、これより世帯数 23,513 世帯に関する標本を得ることができる。本研究では、各世帯における世帯類型、世帯人員数、世帯員の性別・年齢・世帯主との関係・就業状態などを記した世帯票と、世帯員ごとのタイプ別の収入額を記した所得票のデータを用いた。収入に関する情報は、調査年の前年にあたる平成 18 年の収入額であり、事業所得、農耕・畜産所得、家庭内労働所得、財産所得、雇用者所得など 13 種類である。

JPITC モデルが新たに構築したデータセットは、世帯テーブルと個人テーブルという 2 つのデータファイルから構成され、世帯テーブルには世帯票から得たそれぞれの世帯サンプルに関するデータを格納し、個人テーブルには、世帯票および所得票に記される世帯員の個人ごとのデータを格納している。あわせてサンプルごとに、世帯 ID、個人 ID という識別コードを与えることにより推計に用いた。わが国における所得税の計算は個人ベースであるが、世帯内に存在する扶養家族に応じて課税が調整される。つまり所得税の計算に際しては、個人が属する世帯の ID 番号を手掛かりとして、世帯内における他の個人の属性(年齢、配偶状態ほか)を参照する必要がある。JPITC モデルが、個人テーブルと世帯テーブルの 2 つのテーブルを用意し、かつ世帯 ID および個人 ID をキーとした両者の連結に留意した理由は、所得税における扶養関係の推計のためである。

さらに、推計に際しての利便性を考慮してサンプルのサイズを日本人口 1/5,000 として、上述のデータをもとに世帯数 9,390 世帯、個人数 24,851 人のデータセットを新たに作成した。具体的には、個票ごとに用意されている抽出率をもとに、これに 2005 年(平成 17 年)国勢調査における世帯主の年齢階級別の世帯数情報を加味することにより、日本人口を代表するようにデータセットを作成している。所得税の計算に必要な性別、親子・夫婦関係などの識別コードが欠落しているデータについては、データセットの作成から除外した。なお、国勢調査(2005 年)によると、わが国における総世帯数は 4,536 万世帯であり、この 1/5,000 は 9,072 世帯なので、本研究で作成したデータセットはやや大きめである。

## 2. 2 JPITC モデルの推計手法

### ・所得税の推計方法

EITCは既存の所得税額を有する個人に対しては税額控除を適用し、所得税額がゼロである個人に対しては給付を適用するので、JPITCモデルでは、ベースライン推計としてEITCの適用が無い初期状態における個々人の所得税額を推計する必要がある<sup>3</sup>。本研究では2007年時点の税制を個票に適用することにより、所得税の推計を実施した。所得税の推計方法の概略は、以下の通りである<sup>4</sup>。

- (i) 収入の確定:所得税法では所得の発生形態ごとに10種類の所得分類を設けている。このうち不動産所得、事業所得、給与所得、雑所得の4種類について、データセットに格納される収入データを用いて、把握することができる<sup>5</sup>。

<税法上の所得>	<国民生活基礎調査における収入データ>
不動産所得	= 財産所得
事業所得	= 事業所得 + 農耕・畜産所得 + 家内労働所得
給与所得	= 雇用者所得
雑所得	= 公的年金・恩給 + 企業年金・個人年金等

- (ii) 所得金額の計算:それぞれの所得から、必要経費や給与所得控除などを差し引く計算を行う。ここで、事業所得、不動産所得については、税法においては収入金額から必要経費を差し引く計算が求められるが、国民生活基礎調査では、必要経費を控除した後の収入が調査票に記入されるので、必要経費に関する推計は不要となり、個票データをそのまま用いる。一方、給与所得、雑所得については、それぞれ給与所得控除と公的年金等控除を制度に基づいて計算し、記入額から減じることにより当該の所得を推計した。

給与所得:給与所得控除を適用  
 雑所得:公的年金等控除を適用

- (iii) 損益通算:各所得を合計することにより総所得金額(合計所得)が得られる。
- (iv) 所得控除:わが国の所得税制には、基礎控除、扶養控除、特定扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除などの人的控除や社会保険料控除などの所得控除が存在し、総所得金額からこれらの所得控除を差し引くことにより、課税ベースが求められる。

<sup>3</sup> 「国民生活基礎調査」からは所得税に関する実際データが把握できるが、EITCは扶養家族(子供)の人数に依存するので、ベースライン推計とEITCを加味した推計において両者の整合性を確保する必要があり、モデル推計により所得税を推計し直している。

<sup>4</sup> 税法とおりの税額計算をモデルにおいて再現するものであり、田近・古谷(2005)ほかを踏襲している。

<sup>5</sup> これ以外の利子所得、配当所得、退職所得、山林所得、一時所得、譲渡所得の6種類については、データセットから得ることができず、推計の対象外とした。

データセットにおける諸情報をもとに計算可能な所得控除を算出した。具体的には、世帯内における所得がある個人に対して、扶養家族のタイプと人数を推計することにより、所得控除の金額を算定した<sup>6</sup>。例えば、配偶者控除、配偶者特別控除に関しては、所得がある個人において配偶者の有無を確認し、さらに配偶者側の所得をチェックすることにより、配偶者控除の適用可能性を判断する。あるいは、主として子供が存在する場合に適用される扶養控除、特定扶養控除については、所得がない子供を特定化した上で、世帯員のうち誰が扶養者となるかを、両親のうち所得が多い者→所得がある祖父母→所得がある伯父・伯母といった具合に順にチェックすることにより、扶養者を特定化した上で扶養控除額を算定した<sup>7</sup>。

(v) 税額の計算：課税ベースに累進税率を適用することにより、税額を算出する。

#### ・所得税以外の公的負担の推計方法

本研究の主たる関心対象は、EITC の適用による所得税負担額の変化であるが、JPITC モデルでは、参考のために、所得税以外の公的負担（住民税、社会保険料）を推計している。住民税の推計方法は所得税と同じであり、所得控除の金額や税率について地方税制を適用した。医療保険料、年金保険料、介護保険料については、就業形態に応じて被雇用者（会社員、公務員など）については、給与収入に比例する保険料率（本人負担分）を適用した。但し、自営業主については、個票に記された国民健康保険料、国民年金保険料をそのまま使用している。

#### ・EITC（勤労税額控除）の推計方法

既述の通り、本研究では第1段階のEITCの試算として、アメリカの勤労税額控除(EITC)の制度を、直接的にわが国に適用することにした。アメリカのEITC制度(2007年時点)における主な特徴は、以下の通りである。

- (i) 対象年齢：25歳以上65歳以下であること。従って、年金所得を主たる収入源とする高齢者にはEITCは適用されない。
- (ii) 勤労所得の定義：EITCは勤労所得(Earned Income)を得ている者に対してのみ適用される。これはEITCが、就労に対してインセンティブを付与することにより、同国において問題となっている無就労状態からの脱却を意図しているからである。ここで勤労所得とは、給与収入に留まらずより広義の労働あるいは事業

<sup>6</sup> 実際には配偶者控除、扶養控除などの適用は、個々の納税者の判断と申告に基づいてなされる。JPITCモデルは、世帯内における家族関係や所得の多寡といった情報を元に人的控除の適用を予想するのである。

<sup>7</sup> JPITCモデルにおいて推計した所得控除は、基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、老年者控除、社会保険料控除の6種類であり、これ以外の障害者控除、医療費控除、生命保険料控除など9種類の所得控除については推計ができず対象外とした。

から得られる収入を含む。ただし、生活保護や失業手当などの公的扶助は、勤労所得には含まれない。

- (iii) 子供の定義：子供の数（ゼロ、1人、2人以上）に応じて3タイプの控除スケジュールが用意される。適用資格となる子供の定義は、19歳以下の扶養家族である。
- (iv) 台形状のEITCスケジュール：よく知られるとおり、EITCは個人が受け取る勤労所得の増加につれて、給付つき税額控除が比例的に増加するphase-in段階（逓増部分）、上限としての一定額で推移するplateau段階（定額部分）、所得の増加につれて税額控除が徐々に消失していくphase-out段階（逓減部分）の3つから構成される。これはphase-in段階においては、就労インセンティブを引き出すために勤労所得の上昇が給付つき税額控除の増加をもたらす仕組みとしており、plateau段階では、低所得者向けの一定額の保障を意図し<sup>8</sup>、最後のphase-out段階では、中高所得者に対する税額控除の適用を避けるべく、徐々に控除額を引き下げるからである。具体的には、子供が2人以上の個人に対しては、所得が8,390ドルまでは、所得の1ドル上昇につき0.56ドルだけ税額控除が増加し、その上限は4,720ドルとなる（2007年）<sup>9</sup>。上限額4,720ドルは年収15,400ドルまでの個人に適用され、それ以上の収入に対しては、収入1ドルの上昇につき0.21ドルだけ税額控除が減少し、収入が37,780ドルになった時点でEITCは消失する仕組みとなっている。

ここで問題となるのは、上述のような台形という複雑な控除スケジュールを日本に適用することの是非である。アメリカにおいては、1960年代半ばから積極化された貧困対策の結果として、生活保護を受給することで就労しないシングルマザーなどの発生が問題となった。1975年に創設され、1990年代に支給規模を急速に拡大したEITCは、現役世代に関しては就労しなくては収入が無く、従って、貧困からの脱却に至らないという考え方に基づき、就労インセンティブに強く配慮した制度設計となっている<sup>10</sup>。一方、わが国では、むしろ就労しながら収入が少ないワーキングプアが主たる問題であり、就労インセンティブへの配慮の必要性は低いのではないかという議論がある<sup>11</sup>。ワーキングプアの支援を目

---

<sup>8</sup> アメリカにおいて1975年にEITCが導入された際には、低所得者に適用される収入に比例するタイプの社会保障税に相当する額の控除額の設定が目指された。その後の拡充に際しては、「最低賃金でフルタイムで働いた者がEITCを受ければ、社会保障税課税後の所得が貧困ラインを超える」ことが目標とされたという。森信（2008）を参照。

<sup>9</sup> わが国の児童手当は、第1子および第2子には年額6万円、第3子以降には年額12万円が支給される。子供3人の場合、日本の制度では年額24万円に比して、アメリカは4,720ドルであり、2倍以上の水準である。ただし、2010年から支給が開始される子ども手当により、日本における子育て世帯への支給水準は大幅に引き上げられる。

<sup>10</sup> Sholz（2010）。一方、Boliinger, Gonzalez and Ziliak（2009）は、EITCが職業能力に乏しい最貧層の貧困対策には有効ではない可能性を指摘している。

<sup>11</sup> 阿倍（2008）

指すならば、収入がごく僅かな者にこそ手厚い経済的支援を講じるべきであり、上述の議論は傾聴に値する。しかし、収入が全くない者を給付対象に含めると、過去にアメリカが経験した問題が日本においても発生する可能性に留意するべきである。

具体的なEITCスケジュールは、既述のとおり、2007年におけるアメリカのEITCを直接的に適用するという政策シナリオ（子供の人数に応じて3つの控除スケジュールを設定）を考えた。EITC適用額の最高額（定額部分）は、子供なしでは43千円（年額）、子供1人285千円（年額）、子供2人以上472千円（年額）となる<sup>12</sup>。

また、JPITCモデルにおける、EITCの具体的な推計手順は次の通りである。第1に、EITC子供の数を求める。これは既存の税法上の扶養家族の推計式を応用（本人の収入および子供の年齢などを参照）することにより、個人ごとにEITC子供の数を求めるものである。第2に、各人の収入とEITC子供の数をもとに、EITC算定額を推計する作業を行う。EITC算定の基準となる個人の収入については、日本については国民生活基礎調査から得られる収入合計とした。従って、事業所得、不動産所得については経費控除後の収入、給与所得については給与所得控除前の収入ほかを合算することになる。アメリカの勤労所得は、経費控除後の所得であり、事業所得、財産所得については日米においてEITCの算定ベースはほぼ一致する。しかし、給与所得についてはアメリカでは医療保険口座、退職年金口座、教育費などが控除されるが、日本については給与所得控除ほかを考慮していない。わが国における給与所得控除は、アメリカの諸控除に比べると大きすぎると考えたからである。第3に、EITCを適用した後の所得税と給付金の推計である。給付つき税額控除の仕組みにおいては、所得税がEITC算定額を上回れば、EITC算定額のみだけ所得税が減じられる。ここで収入合計が正值（つまり勤労所得を有している）でありながら、所得税がごく少額、あるいは課税最低限以下であり所得税がゼロの個人に対しては、逆に給付金を支給する。EITC算定額と所得税を比較しながら、減額された所得税、給付金の支給額を推計した。

=== 図 1 ===

### 3. シミュレーション結果

#### 3. 1 EITCが適用される世帯と個人

本研究において設定した政策シナリオに基づくシミュレーション結果によると、EITCの適用対象となる世帯は、全世帯の24.2%と推計され、約1/4の世帯にEITCが適用されることになる。これをEITC子供の人数別にみていくと、子供の人数がゼロ人である世帯が、EITCが適用されない世帯を含めた総世帯に占める割合は12.8%であり、以下、子供の人数1人4.6%、2人5.2%、3人1.5%などとなっている。EITCが適用される世帯の約半数は

<sup>12</sup> 米ドルと日本円の為替レートは単純化して、1米ドル=100日本円としている。



子供が無しの世帯であり、これに子供の人数が2人と1人の世帯が続く。EITCの適用状況を個人ベースでみていくと、EITCが適用される個人は全人口の10.8%になる。EITCは比較的、収入が少ない個人を対象とする制度であり、本研究の政策シナリオでは全人口の1割程度が支援対象となることがみて取れる。人口総数に占めるシェア（10.8%）に比べて、世帯総数に占めるシェア（24.2%）が高くなるのは、個人の場合には、子供や専業主婦のように勤労所得を有していないことにより、EITCの適用対象にならない者が存在する一方で、世帯の場合には、世帯内に1人でもEITCの適用者が存在すればEITC適用世帯としてカウントされるためである。

EITCの適用世帯を、(i)税額控除のみが適用される世帯と、(ii)税額控除および給付が適用される世帯に分けた場合、税額控除のみが適用される世帯は、EITC適用世帯の5%に過ぎず、残りの95%の世帯に関しては、税額控除に加えて給付金（負の所得税）が適用される。わが国における給与所得者の課税最低限は、単身者114.4万円、夫婦および子供2人の4人家族では325.0万円（2008年）となっており、EITCの適用世帯の多くは課税最低限以下の所得税の納税がない世帯である。そのためEITCは、税額控除よりはむしろ給付金を支給する仕組みとして機能することが予想され、上述の95%という数値は給付金を受け取る世帯が大部分になることを示している<sup>13</sup>。

=== 表 1 ===

=== 図 2 ===

=== 図 3 ===

### 3. 2 EITCの財政規模

本政策シナリオによるEITCの財政規模は1.02兆円と試算される。シミュレーション結果によると、JPITCモデルを利用したわが国の所得税収（ベースライン）は9.4兆円と推計され<sup>14</sup>、EITC適用シナリオによる税額控除分は0.05兆円とわずかなので、所得税収は殆ど減少しない。一方、EITC支出に関しては、上述の税額控除0.05兆円に加えて、0.93兆円の給付金が要請されるので、合計のEITC財政規模は上述のごとく1.02兆円となる。なお、2007年度におけるわが国の児童手当の予算規模は0.98兆円であり、EITCの財政規模は現行の児童手当に匹敵する新たな負担軽減策であると見なされる。

<sup>13</sup> EITCの算定基準となる収入のうち、給与所得に何らかの控除を適用すると、EITCの適用世帯はさらに拡大するが、同時に税額控除が適用される世帯が増えることになる。

<sup>14</sup> モデルが計算した所得税の総額を全人口ベースに置き換えた数値。2007年度の所得税額は16.1兆円（決算ベース）であったので、上述の9.4兆円は過少推計である。この要因としては、データセットでは2006年の収入データを使用していること、譲渡所得税、源泉分離課税などが推計に含まれていないことが考えられる。

同じくJPITCモデルに基づく収入合計は262.1兆円であり、これと所得税収の総額、EITCの財政規模の比率を算出すると<sup>15</sup>、所得税3.6%、EITC0.4%となる。つまり、EITCは対収入で見ると0.4%程度の負担の軽減を、国民にもたらすことになる。

=== 表 2 ===

=== 図 4 ===

=== 図 5 ===

### 3. 3 年齢階級別のEITC

EITCの支給状況をEITCの適用対象者に限定し、これを年齢階級別にみていく。EITCの適用対象者に限定すると、1人当たりのEITC適用額は74千円(年額)と推計される。子供なしの場合の定額部分の最高額は43千円、子供1人では285千円、子供2人以上では472千円となっており、既述のとおりEITC適用者の過半は子供なしなので、総平均は74千円となりやや低額となる。

年齢階級別にみていくと、35-39歳115千円が最多であり、これに40-44歳106千円、30-34歳94千円、45-49歳93千円が続く。30歳代、40歳代はいわゆる子育て世代なので、EITCの適用額が高くなる。35-39歳に注目すると、収入平均は1,405千円であり、所得税10千円、社会保険料(3保険の合計)141千円を負担している。上述のEITC算定額115千円の内訳は税額控除5千円、給付110千円である。従って、35-39歳のEITC適用者に関しては、EITCの適用により所得税の負担がほぼゼロとなり、社会保険料負担の8割程度が給付により補助されることになる。

EITCの対収入比率は、40-44歳7.6%、35-39歳8.2%、45-49歳7.1%において高いが、25-29歳5.7%、30-34歳6.5%と比較的若い世代においても、中年層なみの負担の軽減が図られる。50-54歳5.4%、55-59歳4.0%、60-64歳4.0%と子育てを終えた世代における負担の軽減は小さくなる。

=== 表 3 ===

=== 図 6 ===

=== 図 7 ===

### 3. 4 所得階級別のEITC

<sup>15</sup> 一種の実効税率(=税額/収入)の指標といえる。

#### ・個人の所得階級別の EITC

本項では、EITC の支給状況を所得階級別にみていく。EITC の仕組みは台形状なので、EITC 適用額を所得階級別にみると、収入が少ない階級では EITC は僅かなものに留まる一方で、収入が増えるにつれて EITC が大きく増加し、さらに収入が増加して限度額に近づくと、今度は EITC が徐々に減少していく。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 26 千円であり、この内訳は税額控除 0 千円、給付 26 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 44 千円、収入 1,000-1,500 千円では 71 千円、収入 1,500-2,000 千円では 327 千円、収入 2,000-2,500 千円では 240 千円、収入 2,500-3,000 千円では 144 千円、収入 3,000-4,000 千円では 63 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,500-2,000 千円の EITC 適用者であり、平均収入 1,830 千円に対して、EITC 適用額は 327 千円であり、この内訳は税額控除 1 千円、給付 326 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度、増加するのである。これは年間収入の 18%に相当する規模である。彼らの所得税の負担額の平均は 3 千円、社会保険料の負担額 236 千円となっており、これらの公的負担額を上回る規模の EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 8.5%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 5.4%（収入 500-1,000 千円）、6.2%（収入 1,000-1,500 千円）、17.9%（収入 1,500-2,000 千円）、10.4%（収入 2,000-2,500 千円）、5.1%（収入 2,500-3,000 千円）、1.9%（収入 3,000-4,000 千円）と推移する。また、EITC を税額控除と給付の 2 つに分けた場合、金額的には少額であるが、収入の増加につれて税額控除が増加する傾向が見て取れる。

=== 表 4 ===

=== 図 8 ===

=== 図 9 ===

#### ・世帯の所得階級別の EITC

所得階級別の EITC の適用状況を世帯ベースでみていく。世帯収入（世帯員の収入合計）が 500 千円以下の EITC 適用世帯における EITC 適用額は 38 千円（年間）であり、世帯収入 500-1,000 千円では 68 千円、世帯収入 1,000-1,500 千円では 129 千円、世帯収入 1,500-2,000 千円では 188 千円、世帯収入 2,000-2,500 千円では 173 千円、世帯収入 2,500-3,000 千円では 123 千円、世帯収入 3,000-4,000 千円では 102 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、世帯収入 1,500-2,000 千円の階級にある EITC 適用世帯であり、平均収入 1,793 千円に対して、EITC 適用額は 188 千円であり、この内訳は税額控除 1 千円、

給付 187 千円である。可処分所得が 20 万円程度増加することになるが、これは年間収入の 11%に相当する規模である。この所得階級における世帯の所得税の負担額は 2 千円、社会保険料の負担額は 258 千円となっているので、これらの公的負担額にほぼ匹敵する EITC が適用されることになる。これ以外の年収 150 万円以下の世帯における EITC の対収入比率は 10%前後となっており、EITC が収入 200 万円以下の低所得者に対して、収入比 10%前後の所得補助を行う仕組みであることが理解される。

=== 表 5 ===

=== 図 10 ===

=== 図 11 ===

### 3. 5 子供の人数別の EITC

#### ・子供の人数がゼロの場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数がゼロの個人に関しては、年収が 126 万円未満の者にしか EITC が適用されず、さらに EITC 適用額も最大 43 千円に留まるので、子供がいない者に対しては、EITC はやや小さめの収入の増加をもたらす。

シミュレーション結果によると、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 23 千円（年間）であり、この内訳は税額控除 0 千円、給付 23 千円となっている。続く、収入 500-1,000 千円では 32 千円、収入 1,000-1,500 千円では 10 千円となる。EITC 適用額が最多となるのは、収入 500-1,000 千円の階級にある EITC 適用者であり、所得税の負担額を上回る EITC が適用されるが、給付額は社会保険料の負担額の半分程度に留まる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 7.7%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 4.0%（収入 500-1,000 千円）、0.9%（収入 1,000-1,500 千円）となる。これらの数値は、子供を持つ EITC 適用者に比べると、半分以下のレベルに留まる。つまり、EITC には子育て支援を重視するという側面があり、現在のわが国において話題となっている単身者のワーキングプアを支援するためには、子供なしの EITC 適用者に対する給付額の積み増しが必要になる。

=== 表 6 ===

=== 図 12 ===

#### ・子供の人数が 1 名の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 1 名の個人に関しては、対象となる年収が 332 万円未満まで拡大され、さらに EITC 適用額が最大 285 千円まで増えるので、低所得者において最大 30%もの収入増をもたらす。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 110 千円（年間）であり、続く、収入 500-1,000 千円では 266 千円、収入 1,000-1,500 千円では 285 千円、収入 1,500-2,000 千円では 241 千円、収入 2,000-2,500 千円では 165 千円、収入 2,500-3,000 千円では 80 千円、収入 3,000-4,000 千円では 20 千円である。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,274 千円に対して、EITC 適用額は 285 千円であり、この内訳は税額控除 0 千円、給付 285 千円である。つまり可処分所得が 30 万円程度増加する。これは年間収入の 22%に相当する。所得税の負担額 0 千円、社会保険料の負担額 155 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 34.0%であり、収入 50 万円の増加につれて、この比率が 31.8%（収入 500-1,000 千円）、22.4%（収入 1,000-1,500 千円）、13.2%（収入 1,500-2,000 千円）、7.2%（収入 2,000-2,500 千円）、2.8%（収入 2,500-3,000 千円）、0.6%（収入 3,000-4,000 千円）と推移する。収入が 150 万円以下の適用者においては、収入が 2-3 割も増えることになる。

=== 表 7 ===

=== 図 13 ===

#### ・子供の人数が 2 名以上の場合の EITC

EITC の適用対象となる子供の数が 2 名以上の個人に関しては、対象となる年収が 378 万円未満まで拡大され、EITC 適用額は最大 472 千円となる。低所得者において、最大 40%の収入増をもたらす。つまり、低所得者における子育て支援策としては、EITC はかなり充実した施策プランであると見なされる。

具体的には、収入が 500 千円以下の EITC 適用者（個人ベース）における EITC 適用額は 121 千円（年間）であり、続く、収入 500-1,000 千円では 338 千円、収入 1,000-1,500 千円では 464 千円、収入 1,500-2,000 千円では 408 千円、収入 2,000-2,500 千円では 303 千円、収入 2,500-3,000 千円では 195 千円、収入 3,000-4,000 千円では 75 千円である。EITC 適用額が最多となるのは、収入 1,000-1,500 千円の階級にある EITC 適用者であり、平均収入 1,292 千円に対して、EITC 適用額は 464 千円であり、この内訳は税額控除 0 千円、給付 465 千円である。つまり可処分所得が 47 万円程度も増加することになり、これは年間収入の 36%に相当する。この収入階級における所得税の負担額は 0 千円、社会保険料の負担額は 187 千円となっており、これらの公的負担額を上回る EITC が適用されることになる。

EITC 適用額の対収入比率をみていくと、収入 500 千円以下においては 40.0%であり、

収入 50 万円の増加につれて、この比率が 40.0% (収入 500-1,000 千円)、35.9% (収入 1,000-1,500 千円)、22.2% (収入 1,500-2,000 千円)、13.0% (収入 2,000-2,500 千円)、6.8% (収入 2,500-3,000 千円)、2.2% (収入 3,000-4,000 千円) と推移する。収入が 200 万円以下の適用者において、収入が 2-4 割も増えることになる。

=== 表 8 ===

=== 図 14 ===

### 3. 6 世帯類型別の EITC

#### ・世帯類型別にみた EITC 適用世帯の割合

EITC が適用される世帯に関して、それぞれの世帯サブグループ別に占める適用世帯の割合をみていく。世帯人員別には、単独世帯 8.0%、核家族世帯 29.3%、三世代同居の世帯 42.3%となっており、世帯人員が増えるにつれて世帯内に EITC 適用者が含まれるという傾向がある。単独世帯においては、男の単独世帯 7.2%、女の単独世帯 8.9%であり、女性への適用がやや多くなる。核家族世帯に関しては、夫婦のみ世帯 18.3%、夫婦と未婚の子供がいる世帯 35.1%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 40.1%であり、子供がいる世帯では 3 割以上の世帯に対して EITC が適用される。ここで夫婦と未婚の子供がいる世帯について、子供の人数別には一人 30.2%、2 人 39.1%、3 人以上 41.7%であり、子供の人数が増えるにつれて EITC の適用世帯の割合が上昇していく。

続いて、世帯における就業状態に着目した場合、まず、単独世帯では、正社員の単独世帯 4.2%、非正社員の単独世帯 14.0%であり、非正社員に対して EITC が適用される傾向がある。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 42.1%、夫婦の一方のみが働いている世帯 24.2%となっており、いわゆる共稼ぎ世帯において EITC の適用が多く、逆に専業主婦世帯における EITC の適用は少ない。共稼ぎ世帯について詳しく見ていくと、共に正社員 14.8%、一方が正社員でもう一方が非正社員 57.3%、ともに非正社員 57.0%である。

=== 表 9 ===

=== 図 15 ===

#### ・世帯類型別にみた EITC 適用額

それぞれの世帯類型において、EITC 適用額の平均を見ていく。単独世帯 25 千円、核家族世帯 85 千円、三世代同居の世帯 121 千円であり、世帯人員の増加につれて適用額が増える傾向が見て取れる。核家族世帯については、ひとり親と未婚の子のみの世帯 171 千円、夫婦と未婚の子 2 人の世帯 103 千円であり、いわゆるシングルマザー（ファザー）の世帯

における EITC 適用額が多くなる。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 23 千円、非正社員の単独世帯 26 千円であり、金額的にも少なく、両者にそれほどの差異がない。これは、EITC スケジュールが子供のいない世帯に対しては小規模の支給を予定するからである。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 78 千円、夫婦の一方のみが働いている世帯 94 千円となっており、夫婦の一方のみが働いているといういわゆる専業主婦世帯では、EITC の適用率は低いが、EITC が適用される世帯においては共稼ぎ世帯を上回る適用額が生じることになる。共稼ぎ世帯については、共に正社員 103 千円、一方が正社員でもう一方が非正社員 58 千円、ともに非正社員 79 千円であり、これは夫婦の所得と子供の人数に依存しているものと思われる。つまり、夫婦のどちらかが正社員であると、世帯内に子供がいる可能性が高まるので EITC の適用額が増える。妻が正社員である世帯に比べると、妻が非正社員である世帯の方が、夫の収入が少ないかあるいは子供の人数が多いことにより、EITC の適用額が増えることになる。

=== 図 16 ===

#### ・世帯類型別にみた EITC 適用額の対収入比率

EITC 適用額が世帯収入に占める割合を世帯類型別に見ていく。単独世帯 3.1%、核家族世帯 1.7%、三世帯同居の世帯 1.5%である。単独世帯では、男の単独世帯 3.0%、女の単独世帯 3.2%であり、女の単独世帯における対収入比率がやや高い。核家族世帯については、夫婦のみの世帯 0.5%、夫婦と未婚の子がいる世帯 1.5%、ひとり親と未婚の子のみの世帯 7.7%となっており、シングルマザー（ファザー）の世帯における対収入比率が高くなる傾向が示唆される。具体的には、平均年収 2,229 千円、EITC 適用額 171 千円である。

世帯における就業状態に着目すると、単独世帯では、正社員の単独世帯 2.6%、非正社員の単独世帯 3.3%であり、非正社員における対収入比率がやや高くなる。夫婦世帯では、夫婦が共に働いている世帯 1.2%、夫婦の一方のみが働いている世帯 1.7%となっており、夫婦の一方のみが働いている専業主婦世帯では、共稼ぎ世帯に比べると収入が少なく、一方では、EITC 適用額がやや多いので、両者の比率である対収入比率が高くなる。共稼ぎ世帯に関して、共に正社員 1.5%、一方が正社員でもう一方が非正社員 0.8%、ともに非正社員 1.6%となっている。

=== 図 17 ===

#### 4. まとめ

本研究においては、給付つき税額控除の実証研究を行うマイクロシミュレーション

(JPITC モデル) を構築し、政策シナリオとしてアメリカの 2007 年における EITC (勤労税額控除) を日本に適用した場合のわが国の個人や世帯における税負担の変化を推計した。シミュレーション結果によると、アメリカ型の EITC の導入により、わが国の世帯の 1/4 程度が適用対象となり、所要の財源規模は約 1 兆円である。また、EITC 適用額のほとんどは税額控除ではなく EITC 給付となる。EITC が適用される個人像は、年齢層が 30 歳代ないし 40 歳代、年収は 200 万円前後、子供を有する者であり、彼らの所得税および社会保険料 (医療、年金、介護) の負担がほぼ解消される。給付つき税額控除の仕組みが、わが国における所得再分配や貧困対策に資することが見て取れる。

今後の研究課題としては、以下を挙げることができる。第 1 に、國枝(2009)や諸富(2009)が検討するような、日本版 EITC の導入目的の明確化である。子育て支援のためならば既存の児童手当を拡充する方法 (子ども手当) があり、低所得者における収入の拡充のためならば最低賃金の引上げ方策などが考えられる。EITC が租税・社会保険料負担の軽減のみを目的とするならば、その適用水準は本研究における政策シナリオよりも小さくて済むが、子育て支援や貧困対策を狙いとするならば思い切った支給水準を設定する方向が考えられる。また、所得再分配に関しては、現在のわが国においては現役世代に対する生活保護の支給は限定されているので、いわゆるワーキングプアに対する収入の下支え方策として EITC を活用するのは一案である。

第 2 に、労働供給行動に与える影響効果の検討である。アメリカにおける先行研究<sup>16</sup>によると、EITC は世帯における 1 次的な所得者 (核所得者) に対しては就労促進的に作用するものの、世帯における最多収入以外の 2 次的な所得者 (非核所得者) に対しては、わずかながらも就労インセンティブを削ぐ方向に作用している。わが国においては、EITC による子育て支援が、世帯における妻の就労インセンティブを低下させる可能性がある。今後の研究課題である。

---

<sup>16</sup> 代表的なものとして、Eissa and Hoynes(1998), Liebman(1998), Hoths and Scholz(2001)



## 参 考 文 献

### 英語文献

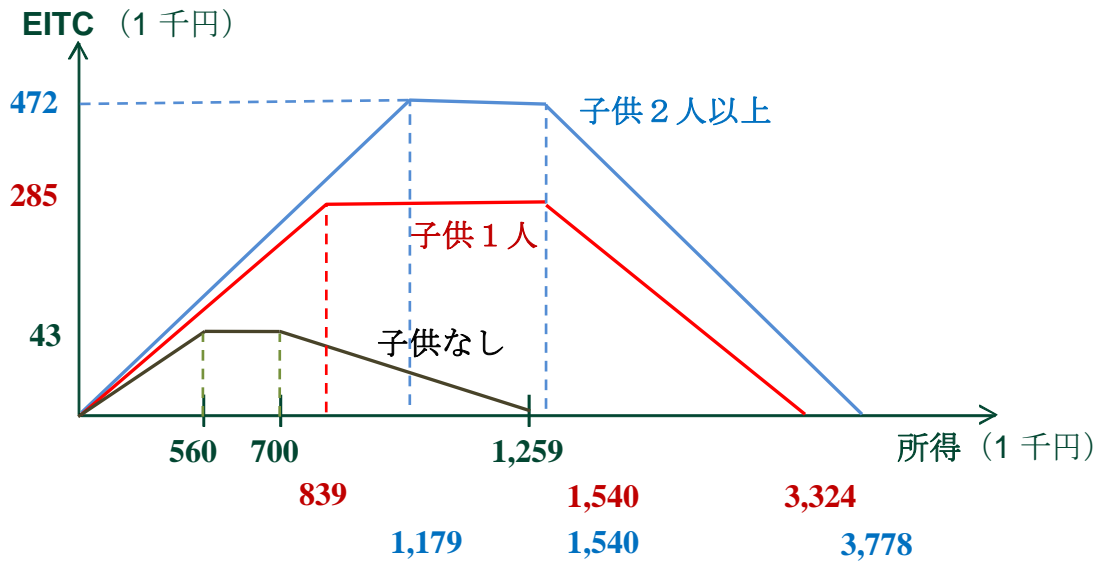
- Bollinger, C., L. Gonzalez and J. P. Ziliak (2009), “Welfare Reform and the Level and Composition of Income” in J.P. Ziliak ed. *Welfare Reform and Its Long-Term Consequences for America's Poor*, Cambridge University Press.
- Eissa, N., and H.W. Hoynes (1998), “The Earned Income Tax Credit and the Labour Supply of Married Couples,” *NBER Working Paper #6856*.
- Harding, A., and A. Gupta ed. (2007), *Modeling Our Future: Population Ageing, Social Security and Taxation*, International Symposia in Economic Theory and Econometrics, Amsterdam: North-Holland.
- Hoths, V.J., and J.K. Scholz (2001), “The Earned Income Tax Credit,” *NBER Working Paper #8075*.
- Liebman, J.B. (1998), “The Impact of the Earned Income Tax Credit on Incentives and Income Distribution,” *Tax Policy and the Economy, Vol.12*.
- Scholz, J. K. (2010), “The Earned Income Tax Credit and the U.S. Low-Wage Labor Market,” mimeo.
- Scotto, C. (2007), “The Earned Income Tax Credit (EITC): An Overview”, *CRS Report for Congress, RL31768*, Congressional Research Service.
- Zaidi, A., A. Harding and P. Williamson ed. (2009), *New Frontiers in Microsimulation Modeling*, Ashgate.

### 邦文文献

- 阿倍彩 (2008) 「給付つき税額控除の具体的設計：マイクロ・シミュレーションを用いた検討」、森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』所収、中央経済社、p.p.57-90.
- 國枝繁樹 (2009) 「勤労所得税額控除の経済効果－韓国の事例より」日本財政学会編『財政研究第5巻』所収、有斐閣、p.p.96-106.
- 税制調査会 (2009) 「平成22年度税制改正大綱－納税者主権の確立に向けて」.
- 高山憲之・白石浩介・川島秀樹 (2009) 「日本版 EITC の暫定試算」PIE/CIS DP-422
- 田近栄治・古谷泉生(2005) 「年金課税の実態と改革のマイクロシミュレーション分析」『経済研究』56号.
- 田近栄治・八塩裕之 (2006a) 「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」、貝塚・財務省編『経済格差の研究－日本の分配構造を読み解く』所収、中央経済社、p.p.175-202.
- 田近栄治・八塩裕之 (2006b) 「税制を通じた所得再分配」、小塩・田近・府川編『日本の所得分配』所収、東京大学出版会、p.p.85-110.

- 森信茂樹（2008）「給付つき税額控除制度の概要と類型」、森信編『給付つき税額控除－日本型児童税額控除の提言』所収、中央経済社、p.p.9-29.
- 諸富徹（2009）「グローバル化による貧困の拡大と給付付き税額控除－イギリス所得税制の経験から何を学べるか」、諸富編『グローバル時代の税制改革－公平性と財源確保の相克』所収、ミネルヴァ書房、p.p.203-223.

図1 EITC の政策シナリオ



注1：米国における2007年のEITCスケジュールを日本の個人所得税に適用した。

注2：為替レートは1米ドル=100円として換算した。

図2 EITC適用世帯の割合

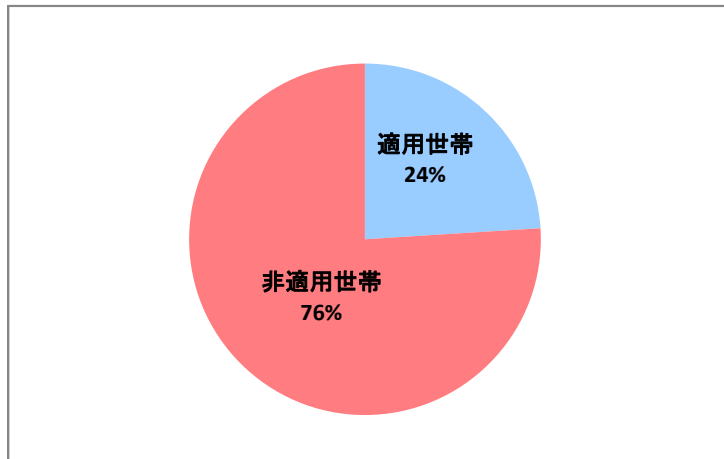


図3 EITC適用世帯の構成 (EITCが適用される子供の人数別)

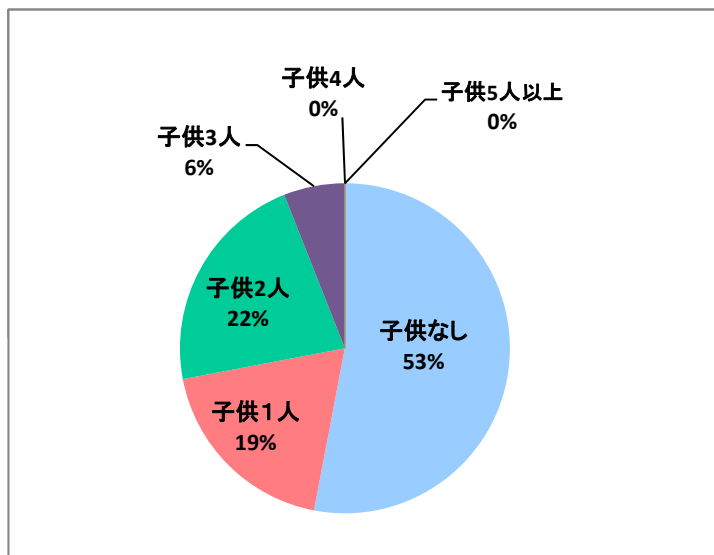


図4 EITCの財政規模（所得税とEITC適用額:10億円）

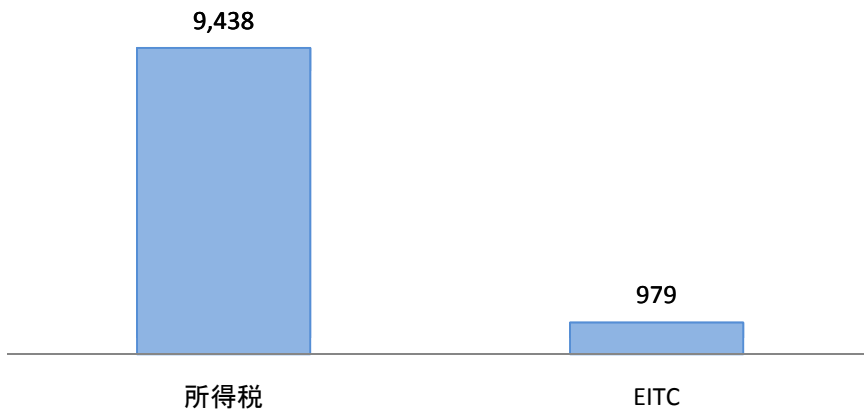


図5 EITCにおける税額控除と給付(財政規模)

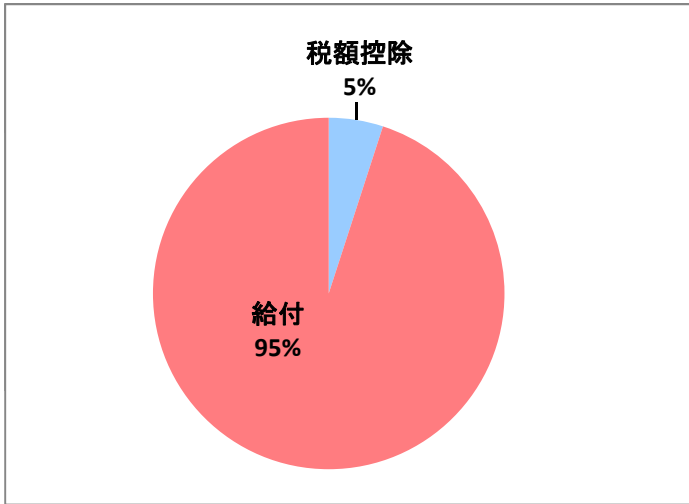
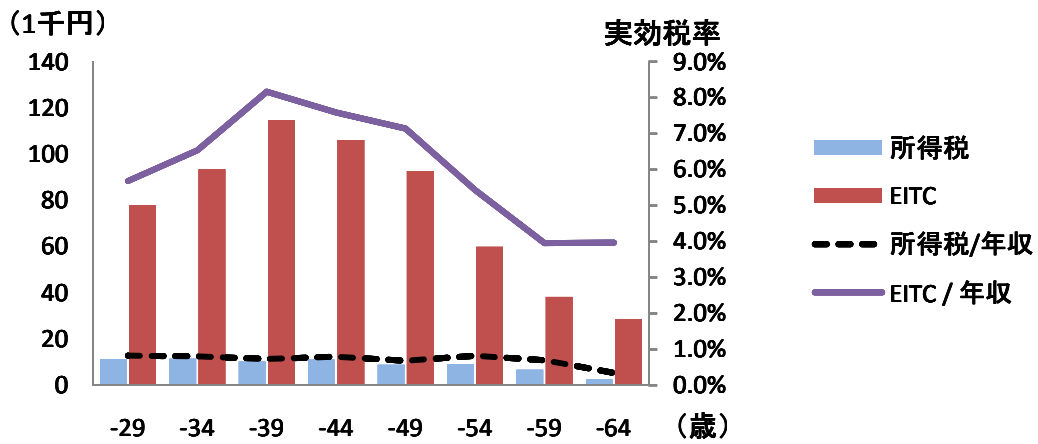


図6 年齢階層別のEITC適用状況（個人ベース）



注1：EITCが適用される個人について年齢階層別の平均値を示した。

注2：所得税、EITCは、JPITCモデルによる推計結果

注3：実効税率は、所得税、EITCと年収（給与収入など諸控除適用前の当初収入）との比率を表す。

図7 年齢階層別のEITC税額控除とEITC給付の適用状況（個人ベース）

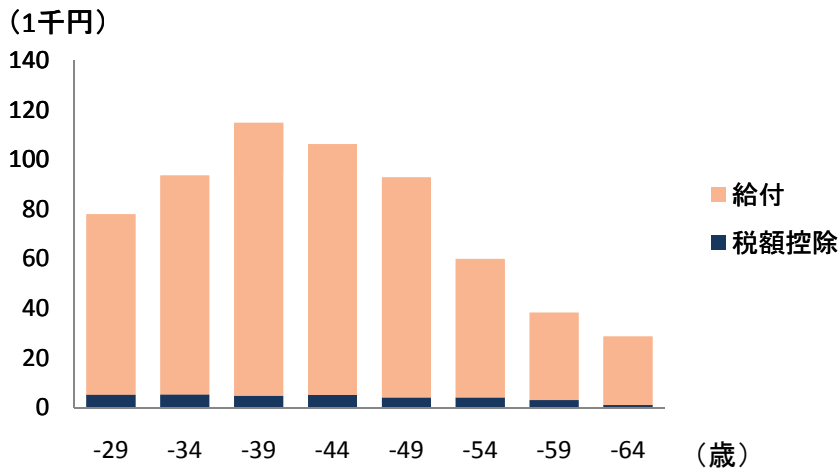


図8 所得階層別のEITC適用状況（個人ベース）

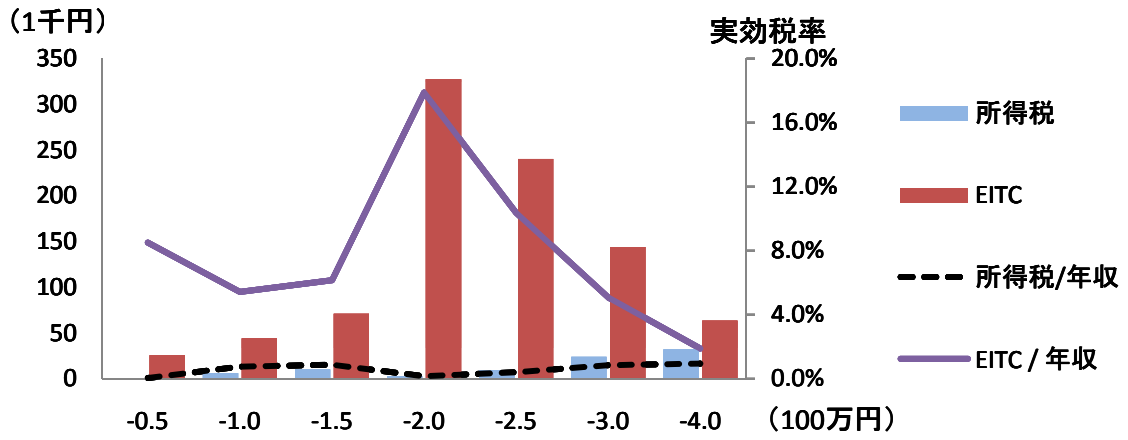


図9 所得階層別のEITC税額控除とEITC給付の適用状況（個人ベース）

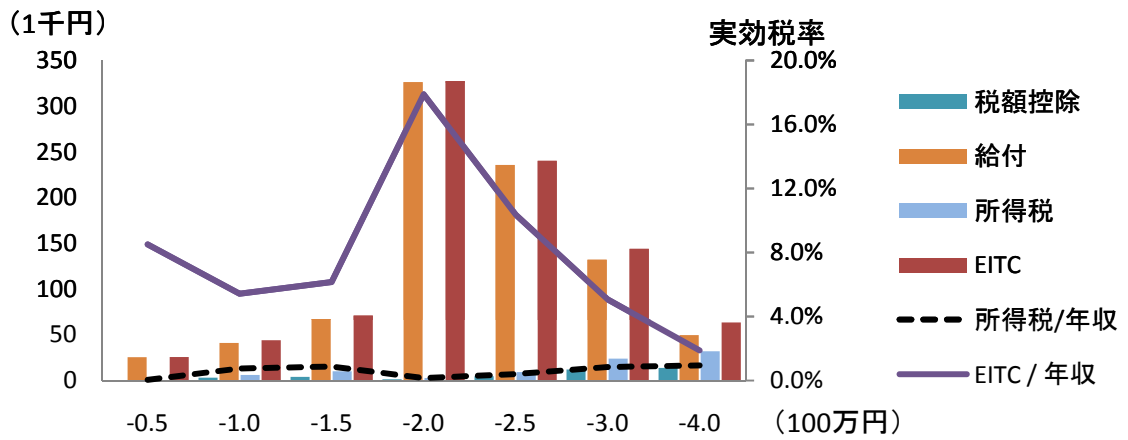




図10 所得階層別のEITC適用状況（世帯ベース）

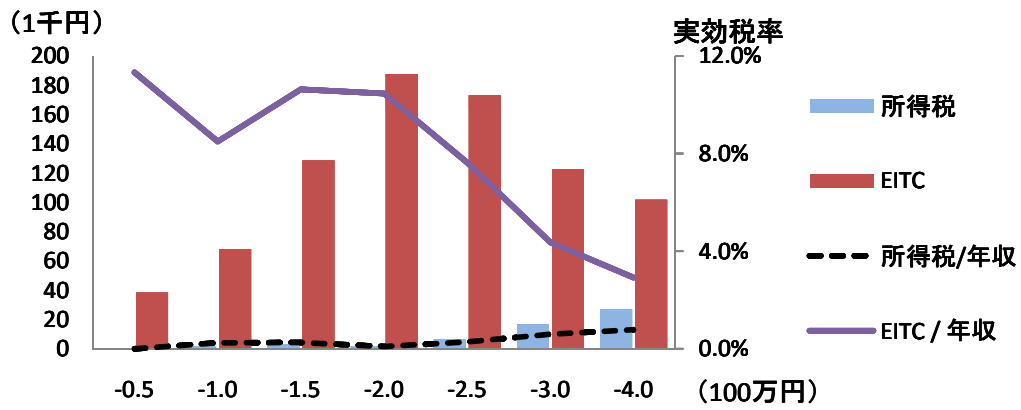


図11 所得階層別にみたEITC税額控除とEITC給付の適用状況（世帯ベース）

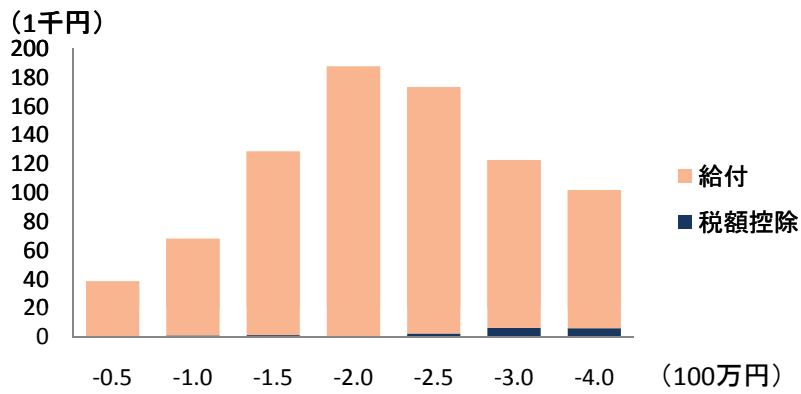


図12 EITC適用の子どもがゼロの場合におけるEITC適用状況（個人ベース）

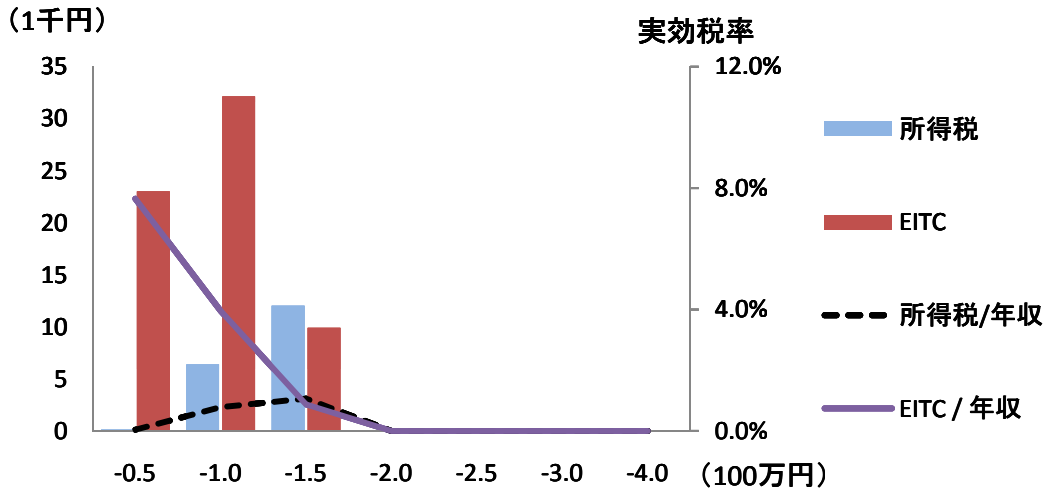


図13 EITC適用の子どもが1人の場合におけるEITC適用状況（個人ベース）

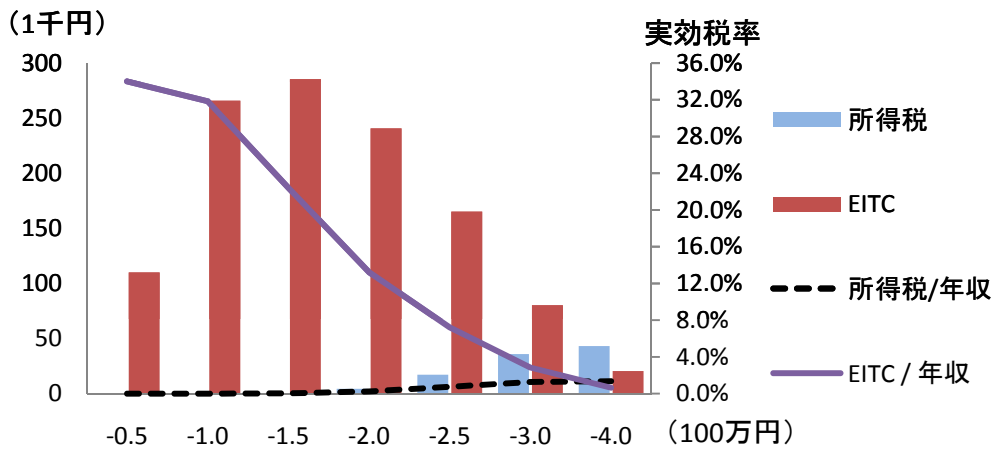


図14 EITC適用の子どもが2人以上の場合におけるEITC適用状況（個人ベース）

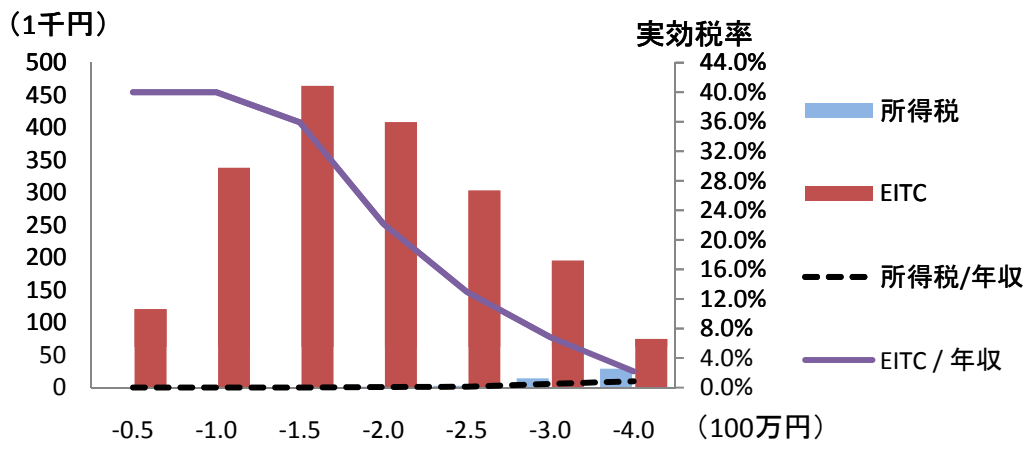


図15 世帯類型別に見たEITC適用世帯の割合(世帯ベース)

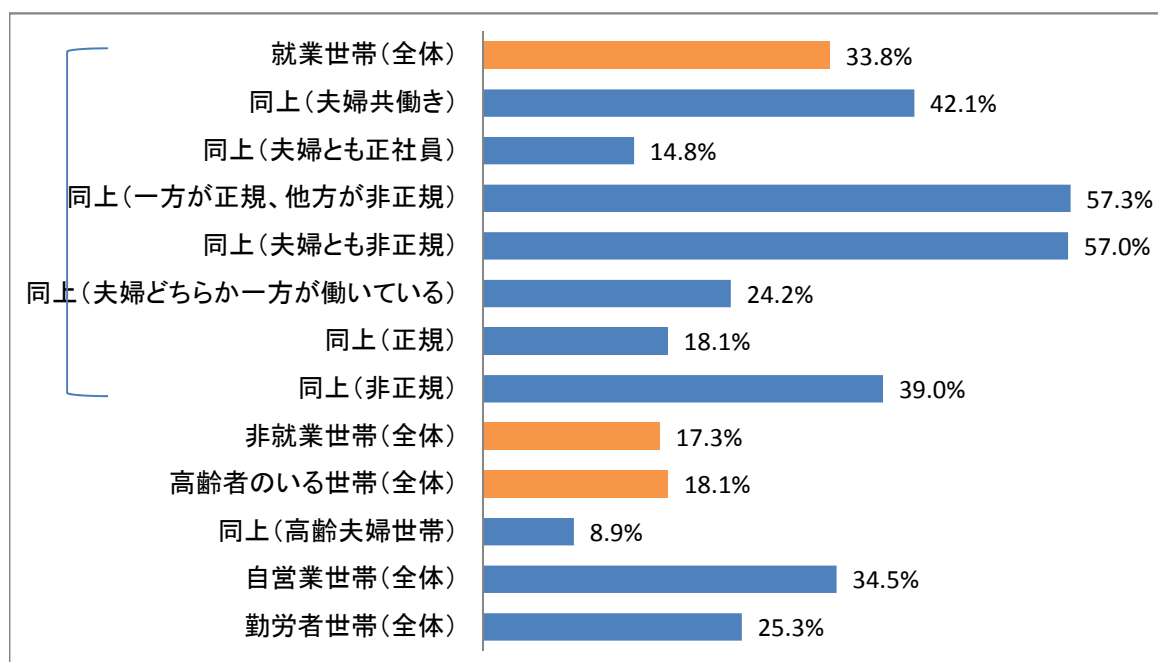
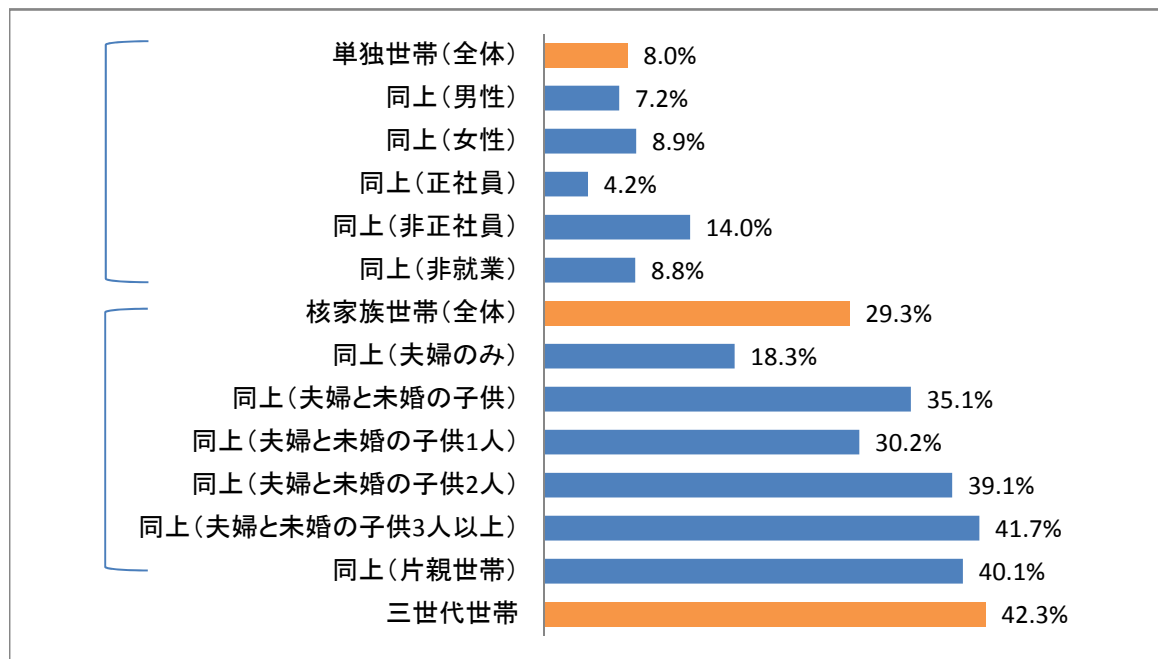


図16 世帯類型別にみたEITC適用額(1000円:世帯ベース)

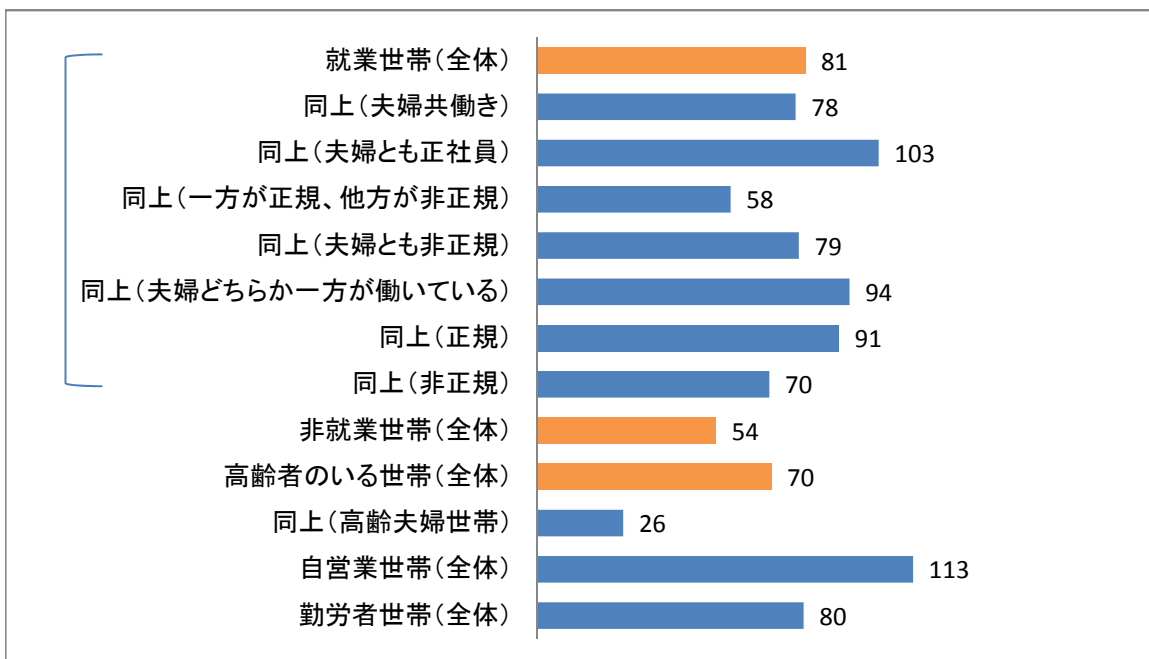
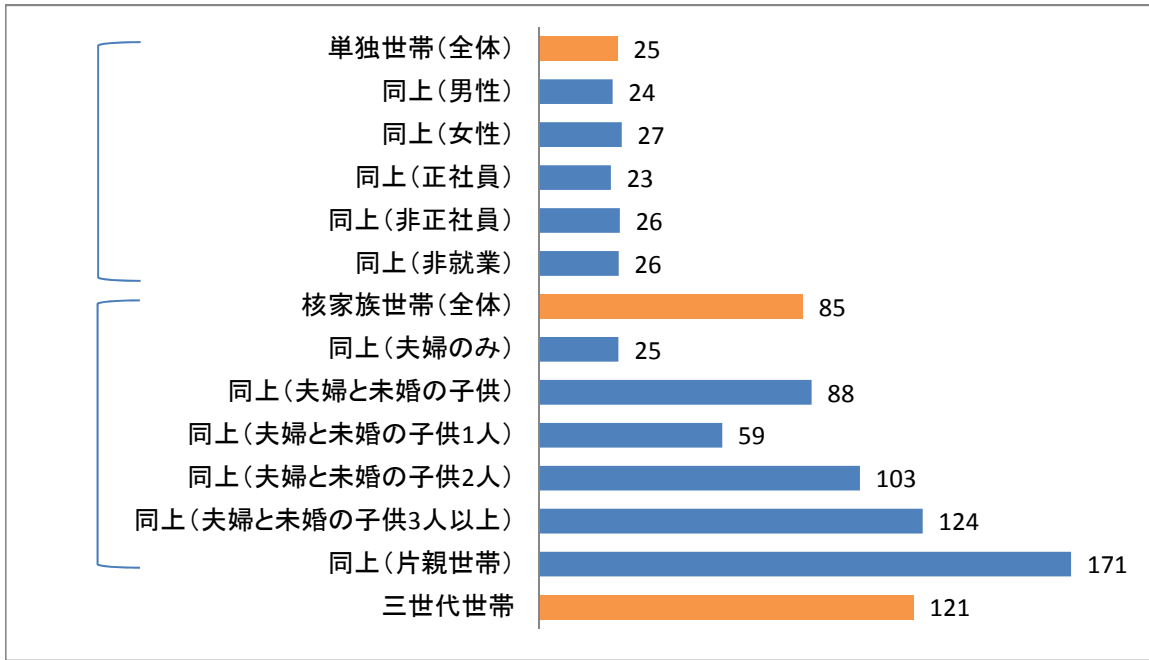


図17 世帯類型別にみたEITC適用額の実効税率(%、世帯ベース)

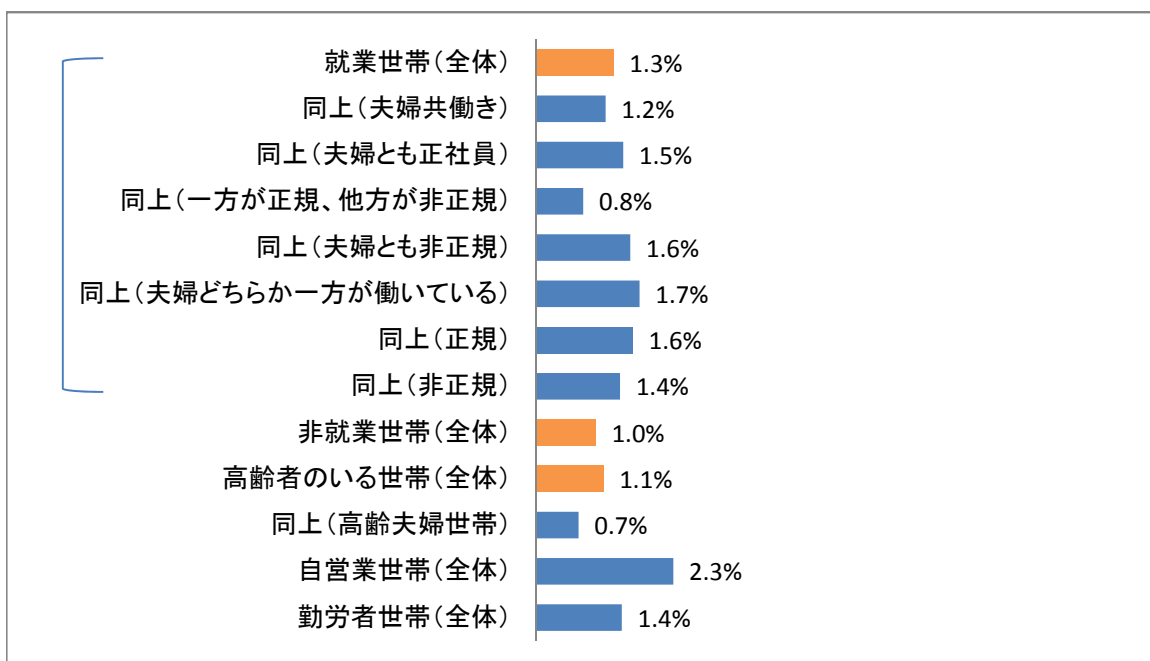
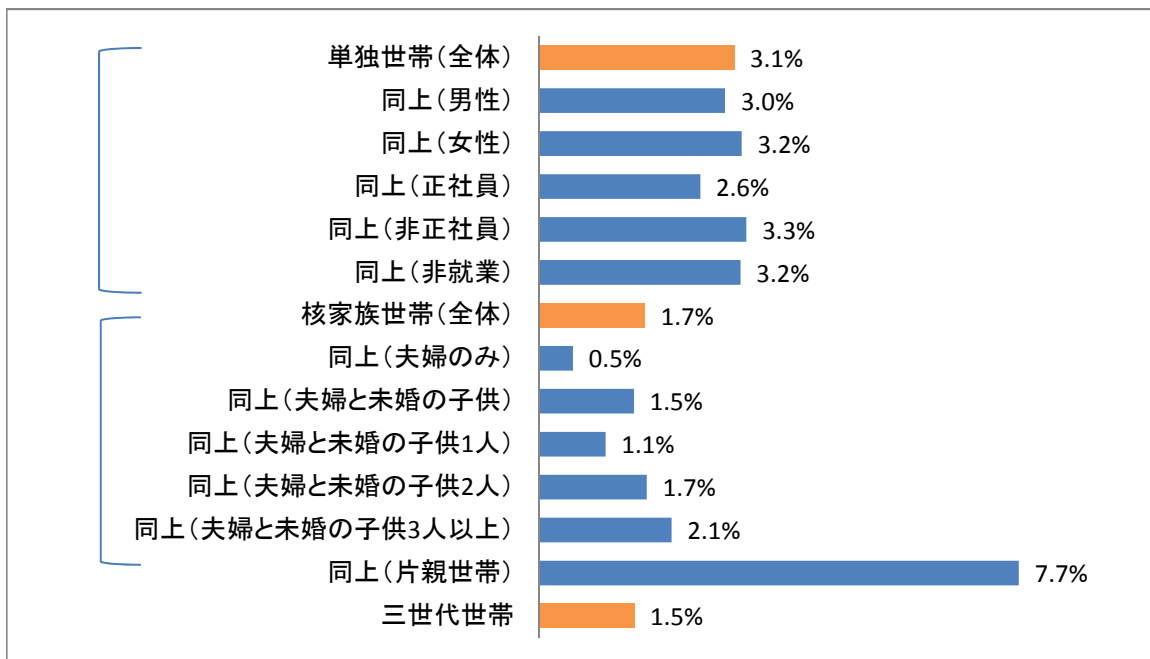


表1 EITCの適用対象となる世帯数と個人数

	世帯数		個人数	
全体	9,800	100.0%	24,851	100.0%
EITC	2,373	24.2%	2,675	10.8%
子供なし	1,253	12.8%	1,972	7.9%
子供1人	447	4.6%	280	1.1%
子供2人	512	5.2%	318	1.3%
子供3人	145	1.5%	94	0.4%
子供4人	13	0.1%	8	0.0%
子供5人以上	3	0.0%	3	0.0%
EITC 給付	2,213	22.6%	2,479	10.0%
EITC 税額控除のみ	160	1.6%	196	0.8%

表2 EITCの財源規模

	総額(10億円)	年収比率
所得税(EITC適用前)	9,438	3.6%
所得税(EITC適用後)	9,386	3.6%
EITC	979	0.4%
EITC 税額控除	52	0.0%
EITC 給付	928	0.4%
年収総額	262,099	100.0%

表3 年齢階層別のEITCの適用状況(個人ベース)

(単位:1千円)

年齢 (歳)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
25-29	1,371	11	6	78	5	73	151	0.8%	0.4%	5.7%	0.4%	5.3%
30-34	1,430	12	6	94	5	88	157	0.8%	0.4%	6.5%	0.4%	6.2%
35-39	1,405	10	5	115	5	110	141	0.7%	0.4%	8.2%	0.3%	7.8%
40-44	1,398	11	6	106	5	101	146	0.8%	0.4%	7.6%	0.4%	7.2%
45-49	1,299	9	5	93	4	89	136	0.7%	0.4%	7.1%	0.3%	6.8%
50-54	1,103	9	5	60	4	56	120	0.8%	0.5%	5.4%	0.4%	5.1%
55-59	966	7	4	38	3	35	118	0.7%	0.4%	4.0%	0.3%	3.6%
60-64	721	3	1	29	1	28	42	0.3%	0.2%	4.0%	0.1%	3.8%

注1：EITCが適用される人に関して年齢階層別の平均値を示した。

注2：所得は、給与収入・事業収入などの諸控除を適用する前の当初収入を表す。

注3：所得税・社会保険料（医療・年金・介護の本人負担分）はJPITCモデルによる推計結果。

注4：EITC税額控除とは、EITC算定額のうち所得税から減額される金額。EITC給付とは、EITC算定額のうち負の所得税として新たに給付される金額。

注5：実効税率は、所得税やEITCの当初収入に対する比率である。



表4 所得階層別のEITCの適用状況(個人ベース)

(単位:1千円)

個人所得 (1千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
-500	301	0	0	26	0	26	49	0.0%	0.0%	8.5%	0.0%	8.5%
500-1,000	814	6	3	44	3	41	66	0.8%	0.4%	5.4%	0.4%	5.0%
1,000-1,500	1,154	10	6	71	4	67	105	0.9%	0.5%	6.2%	0.3%	5.8%
1,500-2,000	1,830	3	1	327	1	326	236	0.2%	0.1%	17.9%	0.1%	17.8%
2,000-2,500	2,318	9	5	240	5	236	245	0.4%	0.2%	10.4%	0.2%	10.2%
2,500-3,000	2,840	24	12	144	12	132	325	0.8%	0.4%	5.1%	0.4%	4.6%
3,000-4,000	3,376	32	18	63	14	50	393	0.9%	0.5%	1.9%	0.4%	1.5%

注：各種の用語については表3の注をみよ。

表5 所得階層別のEITCの適用状況(世帯ベース)

(単位:1千円)

世帯所得 (1千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
-500	340	0	0	38	0	38	77	0.0%	0.0%	11.3%	0.0%	11.3%
500-1,000	801	2	1	68	1	67	121	0.2%	0.1%	8.5%	0.1%	8.4%
1,000-1,500	1,210	3	2	129	1	127	173	0.3%	0.2%	10.6%	0.1%	10.5%
1,500-2,000	1,793	2	1	188	1	187	258	0.1%	0.1%	10.5%	0.0%	10.4%
2,000-2,500	2,273	7	4	173	2	171	294	0.3%	0.2%	7.6%	0.1%	7.5%
2,500-3,000	2,816	17	11	123	6	117	355	0.6%	0.4%	4.4%	0.2%	4.1%
3,000-4,000	3,488	27	21	102	6	96	407	0.8%	0.6%	2.9%	0.2%	2.7%

注：各種の用語については表3の注をみよ。

表6 EITC適用の子供がゼロの場合におけるEITC適用状況(個人ベース)

(単位:1千円)

個人所得 (1千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
-500	301	0	0	23	0	23	49	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	7.6%
500-1,000	813	6	3	32	3	29	65	0.8%	0.4%	4.0%	0.4%	3.6%
1,000-1,500	1,129	12	7	10	5	5	92	1.1%	0.7%	0.9%	0.4%	0.5%
1,500-2,000	0	0	0	0	0	0	0					
2,000-2,500	0	0	0	0	0	0	0					
2,500-3,000	0	0	0	0	0	0	0					
3,000-4,000	0	0	0	0	0	0	0					

注：各種の用語については表3の注をみよ。

表7 EITC適用の子供が1人の場合におけるEITC適用状況(個人ベース)

(単位:1千円)

個人所得 (1千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
-500	323	0	0	110	0	110	65	0.0%	0.0%	34.0%	0.0%	34.0%
500-1,000	835	0	0	266	0	266	131	0.0%	0.0%	31.8%	0.0%	31.8%
1,000-1,500	1,274	0	0	285	0	285	155	0.0%	0.0%	22.4%	0.0%	22.4%
1,500-2,000	1,819	4	2	241	2	238	228	0.2%	0.1%	13.2%	0.1%	13.1%
2,000-2,500	2,292	17	9	165	9	157	244	0.7%	0.4%	7.2%	0.4%	6.8%
2,500-3,000	2,824	36	18	80	18	62	331	1.3%	0.6%	2.8%	0.6%	2.2%
3,000-4,000	3,197	43	29	20	14	6	348	1.4%	0.9%	0.6%	0.4%	0.2%

注：各種の用語については表3の注をみよ。

表8 EITC適用の子供が2人以上の場合におけるEITC適用状況(個人ベース)

(単位:1千円)

個人所得 (1千円)	所得 (a)	所得税		EITC			社会保険料	実効税率				
		控除前 (b)	控除後 (c)	算定額 (d)	税額控除 (e)	給付 (f)		所得税(前) (b/a)	所得税(後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)
-500	301	0	0	121	0	121	3	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
500-1,000	845	0	0	338	0	338	81	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	40.0%
1,000-1,500	1,292	0	0	464	0	464	187	0.0%	0.0%	35.9%	0.0%	35.9%
1,500-2,000	1,841	1	1	408	1	408	243	0.1%	0.0%	22.2%	0.0%	22.1%
2,000-2,500	2,340	3	1	303	1	302	246	0.1%	0.1%	13.0%	0.1%	12.9%
2,500-3,000	2,853	14	7	195	7	188	320	0.5%	0.2%	6.8%	0.2%	6.6%
3,000-4,000	3,424	29	15	75	14	61	405	0.8%	0.4%	2.2%	0.4%	1.8%

注：各種の用語については表3の注をみよ。

表9 世帯類型別の適用状況(世帯ベース)

(単位:千円)

世帯区分	世帯数	EITC		EITC 給付	当初 所得	所得税 控除前	所得税 控除後	EITC 算定額	税額 控除	給付	社会 保険料	実効税率					
		EITC	EITC 給付									所得税 (前) (b/a)	所得税 (後) (c/a)	EITC (d/a)	EITC控除 (e/a)	EITC給付 (f/a)	
																	(a)
単独世帯	2,910	234	8.0%	212	7.3%	805	4	2	25	2	24	82	0.5%	0.3%	3.1%	0.2%	2.9%
男の単独世帯	1,477	107	7.2%	98	6.6%	791	3	2	24	1	22	83	0.4%	0.3%	3.0%	0.2%	2.8%
女の単独世帯	1,433	127	8.9%	114	8.0%	817	4	2	27	2	25	81	0.5%	0.3%	3.2%	0.2%	3.0%
正社員の単独世帯	966	41	4.2%	35	3.6%	890	6	4	23	3	20	127	0.7%	0.4%	2.6%	0.3%	2.3%
非正社員の単独世帯	428	60	14.0%	54	12.6%	780	6	4	26	3	23	91	0.8%	0.5%	3.3%	0.3%	3.0%
働いていない単独世帯	1,516	133	8.8%	123	8.1%	791	2	1	26	1	25	64	0.3%	0.1%	3.2%	0.1%	3.1%
核家族世帯	5,367	1,572	29.3%	1,462	27.2%	5,002	140	135	85	5	80	562	2.8%	2.7%	1.7%	0.1%	1.6%
夫婦のみの世帯	2,024	370	18.3%	344	17.0%	4,662	162	159	25	2	23	455	3.5%	3.4%	0.5%	0.1%	0.5%
夫婦と未婚の子がいる世帯	2,787	979	35.1%	903	32.4%	5,762	159	153	88	6	82	673	2.8%	2.6%	1.5%	0.1%	1.4%
夫婦と未婚の子一人の世帯	1,381	402	30.2%	369	27.7%	5,508	175	169	59	6	53	624	3.2%	3.1%	1.1%	0.1%	1.0%
夫婦と未婚の子二人の世帯	1,149	449	39.1%	417	36.3%	5,975	155	148	103	7	97	705	2.6%	2.5%	1.7%	0.1%	1.6%
夫婦と未婚の子三人以上の世帯	307	128	41.7%	117	38.1%	5,814	119	115	124	4	119	714	2.0%	2.0%	2.1%	0.1%	2.1%
ひとり親と未婚の子のみの世帯	556	223	40.1%	215	38.7%	2,229	22	18	171	4	168	249	1.0%	0.8%	7.7%	0.2%	7.5%
三世帯世帯	875	370	42.3%	351	40.1%	7,893	197	192	121	5	116	810	2.5%	2.4%	1.5%	0.1%	1.5%
夫婦に働いている人がいる世帯	4,911	1,662	33.8%	1,537	31.3%	6,196	177	172	81	5	75	683	2.9%	2.8%	1.3%	0.1%	1.2%
夫婦が共に働いている世帯	2,822	1,187	42.1%	1,088	38.6%	6,657	189	184	78	6	72	738	2.8%	2.8%	1.2%	0.1%	1.1%
共に正社員の世帯	535	79	14.8%	69	12.9%	7,032	151	141	103	9	93	838	2.1%	2.0%	1.5%	0.1%	1.3%
一方が正社員、他方が非正社員の世帯	908	520	57.3%	473	52.1%	7,340	216	210	58	6	52	817	2.9%	2.9%	0.8%	0.1%	0.7%
共に非正社員の世帯	128	73	57.0%	67	52.3%	4,988	100	95	79	5	74	480	2.0%	1.9%	1.6%	0.1%	1.5%
夫婦どちらか一方が働いている世帯	2,179	527	24.2%	501	23.0%	5,417	152	147	94	4	90	595	2.8%	2.7%	1.7%	0.1%	1.7%
一方が正社員の世帯	1,229	222	18.1%	211	17.2%	5,598	139	133	91	5	85	636	2.5%	2.4%	1.6%	0.1%	1.5%
一方が非正社員の世帯	323	126	39.0%	119	36.8%	4,962	92	90	70	2	67	493	1.9%	1.8%	1.4%	0.1%	1.4%
夫婦が共に働いていない世帯	1,169	202	17.3%	196	16.8%	5,365	92	90	54	2	52	529	1.7%	1.7%	1.0%	0.0%	1.0%
高齢者のいる世帯	3,710	671	18.1%	639	17.2%	6,234	137	134	70	3	67	615	2.2%	2.1%	1.1%	0.0%	1.1%
高齢者夫婦のみの世帯	1,045	93	8.9%	90	8.6%	3,622	71	70	26	1	25	238	2.0%	1.9%	0.7%	0.0%	0.7%
世帯主が自営業主の世帯	1,276	440	34.5%	420	32.9%	4,924	167	162	113	4	109	540	3.4%	3.3%	2.3%	0.1%	2.2%
世帯主が雇用者の世帯	5,464	1,380	25.3%	1,262	23.1%	5,577	149	144	80	5	75	624	2.7%	2.6%	1.4%	0.1%	1.3%

注:各種の用語については表3の注をみよ。